

## 特定教育・保育施設の利用定員について

### 1 利用定員とは

教育・保育所施設等が、子ども・子育て支援新制度における給付を受けるための基準となる定員で、認可定員とは別に、実際の利用状況等を踏まえて、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員の範囲内で設定する必要があります。

### 2 利用定員設定の手続き

利用定員の設定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、その施設区分及び事由により、子ども・子育て会議への意見聴取や県知事への協議が必要となります。

施設区分 (主な施設)	事由	子ども・子育て会議 への意見聴取	県知事への協議
特定教育・保育施設 (認可保育所、認定こども園等)	新設	○	○
	変更(増員)	×	○
	変更(減員)	×	○
	既設	×	○
特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	新設	○	×
	変更(増員)	×	×
	変更(減員)	×	×

### 3 平成29年度 新設施設に係る利用定員申請人数

(単位:人)

施設名	施設の種類の	認可定員	利用定員					計
			1号認定	2号認定 (3歳以上 児)	3号認定		計	
					0歳児	1・2歳児		
多賀城東幼稚園・あずま保育園	幼保連携型認定こども園	104	70	14	2	18	20	104

#### <参考>現在の状況

多賀城東幼稚園・あずま保育園	幼稚園型認定こども園	90	70	14	0	6	6	90
----------------	------------	----	----	----	---	---	---	----

#### <参考>

#### ○平成29年4月1日時点利用定員見込み

(単位:人)

施設名	施設の種類の	認可定員	利用定員					計
			1号認定	2号認定 (3歳以上 児)	3号認定		計	
					0歳児	1・2歳児		
あかね保育所	保育所	90	0	50	10	30	40	90
浮島保育所	保育所	100	0	55	12	33	45	100
多賀城泉保育園	保育所	90	0	51	9	30	39	90
大代保育園	保育所	80	0	47	9	24	33	80
下馬みどり保育園	保育所	60	0	30	6	24	30	60
多賀城はるかぜ保育園	保育所	90	0	48	12	30	42	90
多賀城すみれ保育園	保育所	60	0	33	9	18	27	60
つめ草保育園	保育所	60	0	30	9	21	30	60
多賀城市鶴ヶ谷保育所	保育所	90	0	48	9	33	42	90
多賀城市笠神保育所	保育所	60	0	36	6	18	24	60
多賀城市志引保育所	保育所	90	0	60	6	24	30	90
多賀城市八幡保育所	保育所	90	0	57	9	24	33	90
多賀城市桜木保育所	保育所	60	0	30	9	21	30	60
アルシュ多賀城保育園	保育所	60	0	30	9	21	30	60
東幼稚園・あずま保育園	幼稚園型認定こども園	104	70	14	2	18	20	104
おおぞら保育園	小規模保育事業	15	0	0	2	10	12	12
メーデルキッズ保育園	小規模保育事業	15	0	0	2	10	12	12
明月託児所	小規模保育事業	14	0	0	2	10	12	12
もりのなかま保育園多賀城高橋園	小規模保育事業	19	0	0	3	16	19	19
保育園れいんぼーなーさーりー多賀城高橋館	小規模保育事業	12	0	0	2	10	12	12
きらり保育園 多賀城	小規模保育事業	19	0	0	2	10	12	12
まめまめ保育園	事業所内保育事業	15	0	0	3	12	15	15
特定教育・保育施設合計		1,293	70	619	142	447	589	1,278